

倉敷市立小中学校の
適正規模・適正配置に関する基本方針
(案)

令和5年3月

倉敷市教育委員会

目 次

| | | |
|--|------|----|
| はじめに | ．．．． | 1 |
| 第1章 基本方針について | | |
| 1 基本方針策定の背景 | | |
| (1) 本市の現状 | ．．．． | 2 |
| (2) 小規模校・大規模校のメリット・デメリット | ．．．． | 7 |
| (3) “From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり(倉敷の教育) を進める観点 | ．．．． | 9 |
| 2 対象となる学校 | ．．．． | 10 |
| 3 基本方針の位置づけ | ．．．． | 11 |
| 4 倉敷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会からの意見 | ．．．． | 12 |
| 第2章 適正規模・適正配置に関する基準 | | |
| 1 適正規模・適正配置に関する基準 | | |
| (1) 小学校の学校規模 | ．．．． | 15 |
| (2) 中学校の学校規模 | ．．．． | 16 |
| (3) 通学距離 | ．．．． | 17 |
| 第3章 適正規模・適正配置の方策 | | |
| 1 適正規模・適正配置の考え方・進め方 | | |
| (1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方 | ．．．． | 18 |
| (2) 適正規模・適正配置の進め方 | ．．．． | 18 |
| 2 具体的な方策 | | |
| (1) 過小規模校及び小規模校 | ．．．． | 19 |
| (2) 大規模校及び過大規模校 | ．．．． | 21 |
| 3 学校の空き施設の有効活用 | ．．．． | 21 |
| 第4章 適正規模・適正配置の継続的検討方針 | | |
| 1 継続的な情報収集・調査研究 | ．．．． | 22 |
| 2 検討体制等の整備 | ．．．． | 22 |
| 3 今後の取組(SDGs との関連) | ．．．． | 22 |
| 参考資料 | | |
| ・ 学校規模適正化・適正配置に関する法令等の抜粋 | | |
| ・ 教育大綱及び教育振興基本計画の概要 | | |
| ・ 倉敷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿 | | |
| ・ 倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 策定過程 | | |

はじめに

倉敷市では、平成28年5月に本市で開催された「G7 倉敷教育大臣会合」において、教育における持続可能な開発目標であるSDGs の推進の重要性が初めて示された「倉敷宣言」の理念を踏まえ、「倉敷市教育大綱」を策定しています。

「倉敷教育大綱」では、基本理念を「“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり」とし、学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、ICT 教育・グローバル教育の推進などを重点施策として、様々な取組を進めてきています。

このような中、いじめや不登校、学力低下への対応などといった従前からの課題に加え、人口減少、少子高齢化などの新たな課題も生じています。また、近年は、本市に甚大な被害をもたらした平成30年7年豪雨災害を始め、全国的に予期できない自然災害が頻発するとともに、新型コロナウイルス感染症への備えなど、教育を取り巻く新たな環境の変化への対応も求められるようになってきました。

その中でも、小・中学校の規模適正化・適正配置は、全市的・長期的な視野から早急な取組が求められる課題となっています。今後も、多くの学校で年少人口の減少に伴い小規模化が進むことが予想されますが、その一方で、中心市街地の周辺地域で宅地造成や集合住宅の新設等に伴う児童生徒数の増加により、大規模化が進む学校も出てきている状況です。

義務教育段階の学校教育は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを教育の目的としています。教科などの知識や技能を習得させるとともに、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけることが重要です。こうした教育を十分に行うためには、小規模校や大規模校において、適正な学校規模を維持するための方策を講じ、教育上・学校運営上の様々な課題を解消する必要があります。

倉敷市教育委員会は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省：平成27年1月27日。以下「国の手引」という。)の趣旨を尊重し、学習環境の整備を進めるため、学識経験者等で構成する倉敷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会からの御意見をいただきながら、「倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定を行いました。この基本方針は本市の教育の現状や目指す将来像を踏まえた上で、現在の基本的な考え方について示しています。

今後、将来を担うこれからの倉敷市の子どもたちにとってより良い教育環境を提供することができるよう、この基本方針に基づいて学校の適正規模・適正配置の検討を行っていきます。

第1章 基本方針について

1 基本方針策定の背景

本市が小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定する背景は次のとおりです。

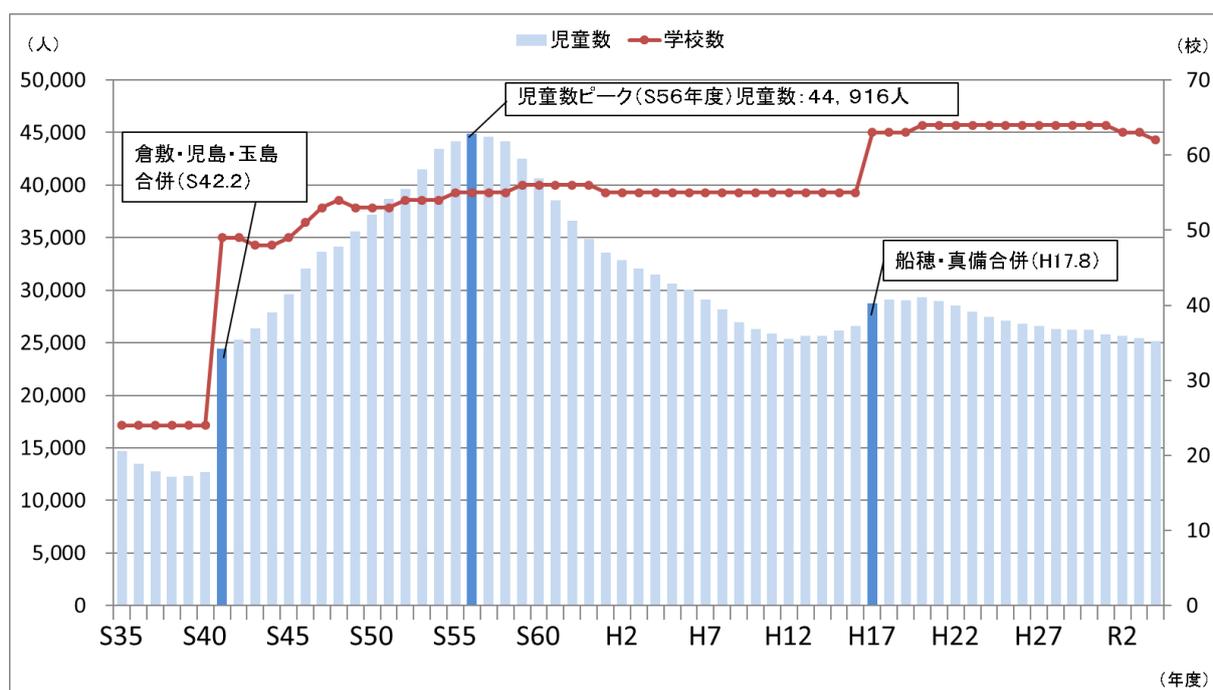
(1) 本市の現状

① 児童生徒数、学校数の推移

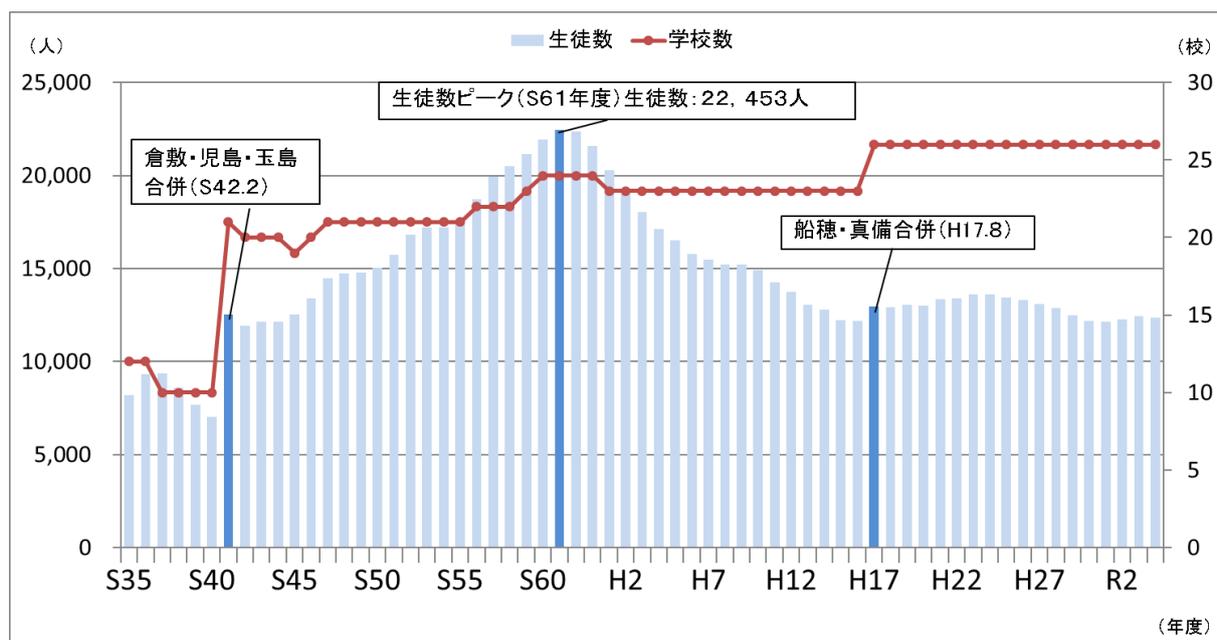
児童数は昭和56年度を、生徒数は昭和61年度をピークに減少傾向です。平成17年度の船穂・真備地区との合併により一時的に増加しましたが、再び減少に転じています。

学校数は、現在、小学校62校(うち休校1)、中学校26校です。小・中学校ともに平成17年度に船穂・真備地区の学校が加わり、また、小学校で平成20年度の倉敷南小学校の開校、令和3年度の霞丘小学校の閉校により現在の学校数となっています。学校数についてはあまり変わっていませんが、児童生徒数は大きく減少傾向にあるのが現状です。

(図1) 小学校の児童数と学校数の推移



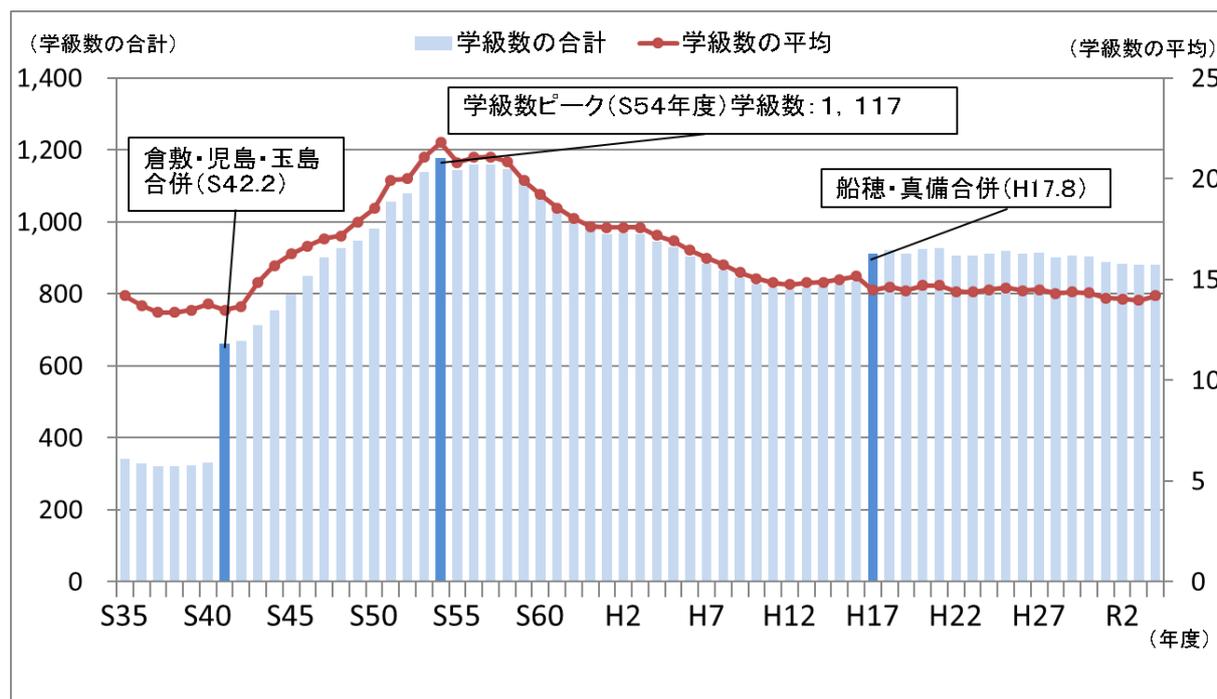
(図2) 中学校の生徒数と学校数の推移



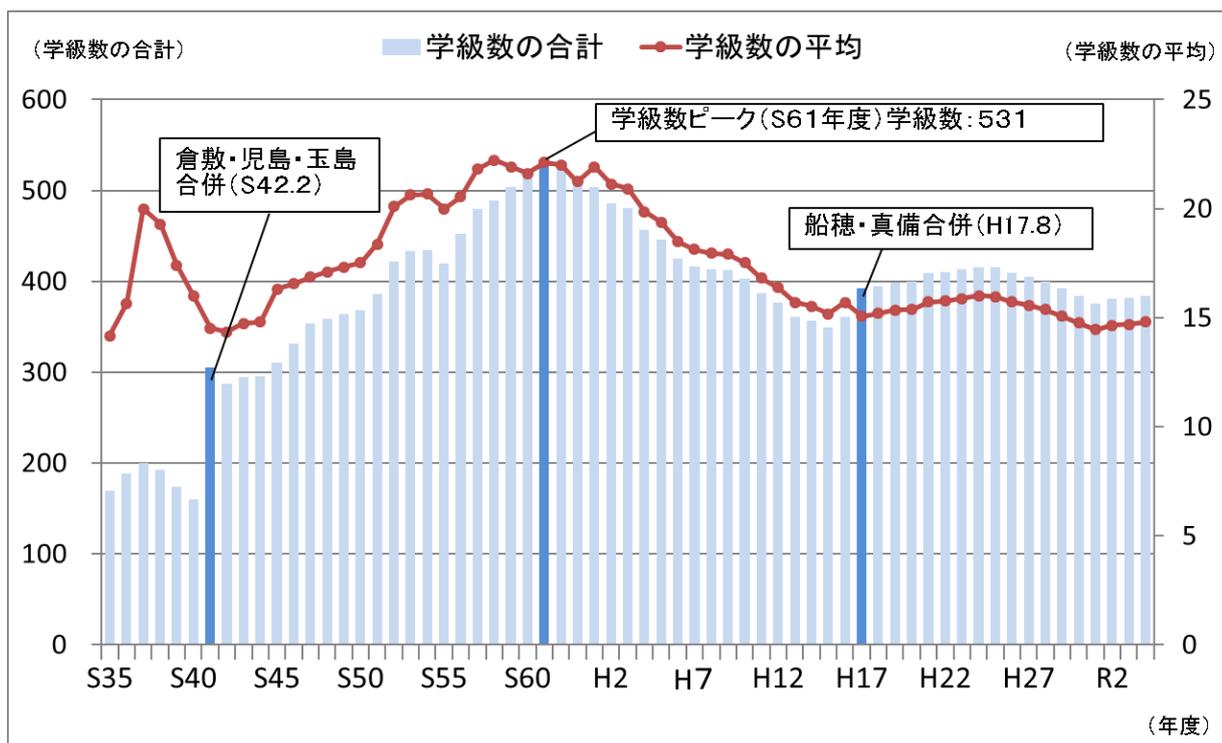
② 学級数の推移

学級数の推移をみると、小学校では昭和54年度、中学校では昭和61年度をピークにその後は減少傾向となっています。平成17年度の船穂・真備地区の合併で学校数が増加したことや、35人学級等の導入に伴い全体の学級数は増加しましたが、1校あたりの学級数の平均値は徐々に減少しています。

(図3) 小学校の学級数の推移



(図4) 中学校の学級数の推移



③ 学校規模の推移

船穂・真備地区と合併した直後の平成18年度と令和4年度の学校規模を比較してみると、小学校は学級数の少ない学校が増えていることがわかります。中学校は学級数の分散がみられますが、小学校と同じように平均学級数は減っています。

今後、年少人口の減少が見込まれることや、小学校の状況が中学校の状況に反映されてくることを考えると、小・中学校ともに小規模化がさらに進むことが予想されます。

(図5) 小学校の学校規模

| | 年度 | 学級数 | | | | | 合計(校) | 平均学級数 |
|-----|--------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------|
| | | 5以下 | 6~11 | 12~18 | 19~24 | 25以上 | | |
| 小学校 | 平成18年度 | 3 (4.8%) | 15 (23.8%) | 27 (42.8%) | 10 (15.9%) | 8 (12.7%) | 63 (100%) | 14.63 |
| | 令和4年度 | 6 (9.7%) | 18 (29.0%) | 19 (30.7%) | 9 (14.5%) | 10 (16.1%) | 62 (100%) | 14.21 |

(図6) 中学校の学校規模の推移

| | 年度 | 学級数 | | | | | 合計(校) | 平均学級数 |
|-----|--------|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| | | 2以下 | 3~8 | 9~18 | 19~24 | 25以上 | | |
| 中学校 | 平成18年度 | 0 (0.0%) | 4 (15.4%) | 15 (57.7%) | 5 (19.2%) | 2 (7.7%) | 26 (100%) | 15.19 |
| | 令和4年度 | 0 (0.0%) | 6 (23.1%) | 12 (46.2%) | 5 (19.2%) | 3 (11.5%) | 26 (100%) | 14.77 |

④ 学校規模の現状

倉敷市立小中学校の学校規模の現状は次のとおりです。

令和4年度倉敷市立小中学校の学校規模

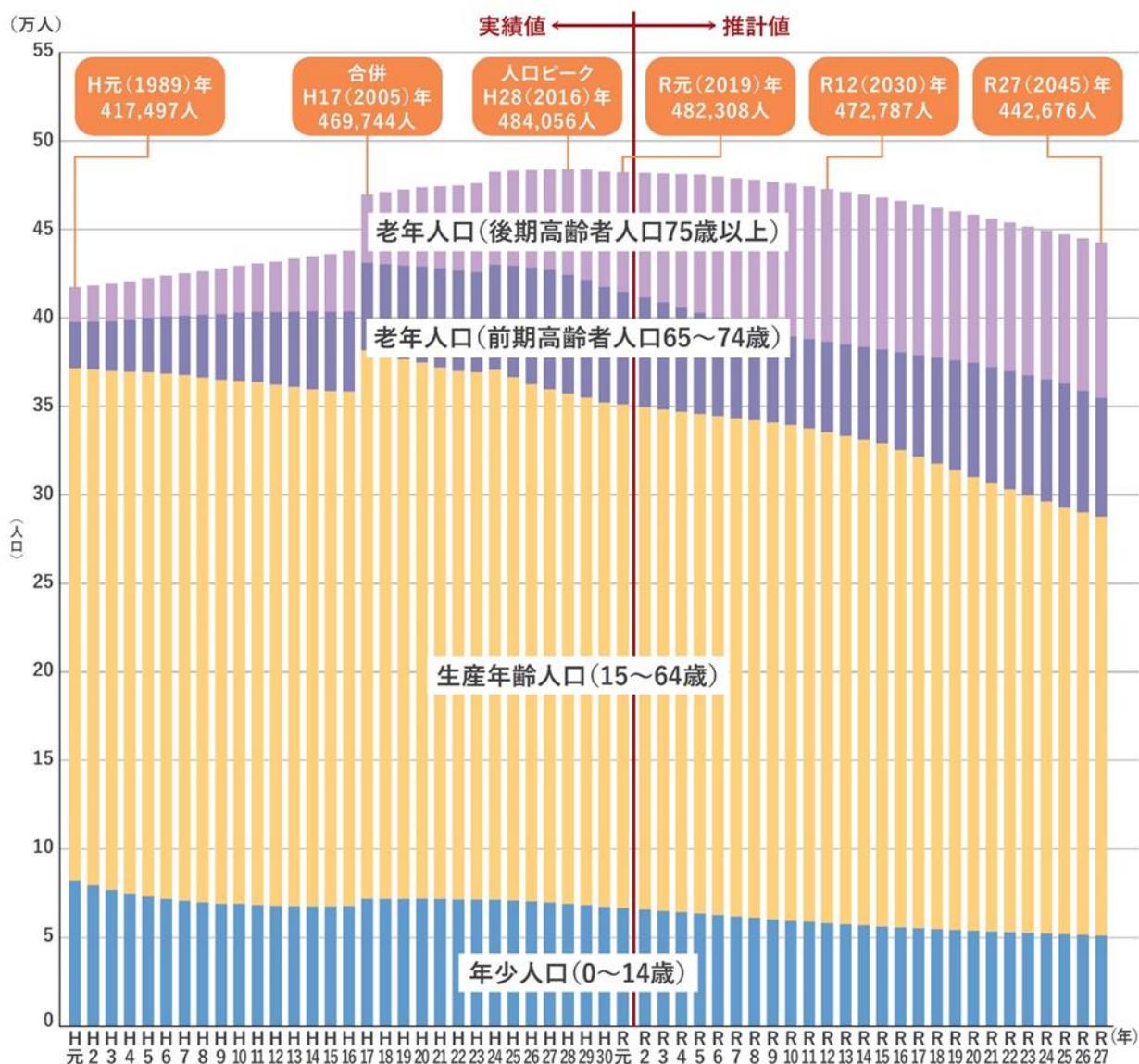
| 小学校 | | | | | | | | | | 校数 | 学級数 | 校数 | 中学校 | | | | | | | | |
|-----|-----|----|------|----|-----|------|----|----|-----|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | 茶屋町 | 1 | 34 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 西阿知 | 1 | 33 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 大高 | 1 | 32 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 0 | 31 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 中島 | 1 | 30 | 1 | 南 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 0 | 29 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 老松 | 1 | 28 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 連島南 | 1 | 27 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 庄 | 万寿 | 2 | 26 | 1 | 西 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 長尾 | 中庄 | 2 | 25 | 1 | 倉敷第一 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 第二福田 | 中洲 | 2 | 24 | 0 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 0 | 23 | 1 | 東陽 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 0 | 22 | 1 | 新田 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 0 | 21 | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 第一福田 | 帯江 | 倉敷南 | 葦高 | 4 | 20 | 3 | 東 | 北 | 玉島北 | | |
| | | | | | | | | | | | 児島 | 第四福田 | 万寿東 | 3 | 19 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 天城 | | | 1 | 18 | 2 | 多津美 | 福田 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 0 | 17 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 船穂 | 粒江 | | | 2 | 16 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 0 | 15 | 2 | 福田南 | 玉島東 | | | |
| | | | | | | | | | | | 玉島 | 琴浦西 | | 2 | 14 | 2 | 連島 | 琴浦 | | | |
| | | | | | | | | | | 富田 | 郷内 | 菅生 | 倉敷東 | 4 | 13 | 2 | 庄 | 児島 | | | |
| 川辺 | 玉島南 | 乙島 | 上成 | 赤崎 | 連島東 | 連島神亀 | 旭丘 | 豊洲 | 倉敷西 | 10 | 12 | 4 | 連島南 | 味野 | 玉島西 | 真備東 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 箭田 | 味野 | | 2 | 11 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 柏島 | 琴浦東 | 連島西浦 | | 3 | 10 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 第三福田 | | 1 | 9 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 緑丘 | 第五福田 | | 2 | 8 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 菌 | 岡田 | 乙島東 | 琴浦南 | 4 | 7 | 0 | | | | |
| 呉妹 | 二万 | 本荘 | 下津井西 | | 連島北 | 水島 | | | | 6 | 6 | 4 | 水島 | 郷内 | 船穂 | 真備 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 穂井田 | 下津井東 | | 2 | 5 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 柳井原 | | | 1 | 4 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 沙美 | | | 1 | 3 | 2 | 下津井 | 黒崎 | | | |
| | | | | | | | | | | | 南浦 | | | 1 | 2 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 計 | | | 61 | | 26 | | | | | |

※学級数は特別支援学級を除く。

⑤ 今後の年少人口の推計

令和4年度の本市の人口は477,799人(令和4年12月末現在)ですが、将来推計によると、令和27年度には442,676人になると予想されています。その中で、年少人口(0~14歳)は令和4年度の63,490人(令和4年12月末現在)が令和27年度には約5万人になると予想されています。

(図7)倉敷市全体の人口推計



出典: 令和元(2019)年までは倉敷市統計書(各年9月末)

令和2(2020)年以降は倉敷市独自の将来推計人口(各年12月末)

参考: 推計は、地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)の手法に準拠。

推計の前提となる基準人口は、平成30(2018)年12月末現在の住民基本台帳人口。

将来生残率は、地域別将来推計人口の倉敷市の生残率を使用。

将来の0~4歳の人口は、基準人口を基に、合計特殊出生率から変換した子ども女性比を使用。

将来の出生性比と純移動率は、国立社会保障・人口問題研究所の仮定値を使用。

(出典:倉敷市第七次総合計画)

(2) 小規模校・大規模校のメリット・デメリット

一般的に小規模校・大規模校には、それぞれ学校規模に起因する次のようなメリットとデメリットが考えられます。

小規模校のメリット・デメリット

| | メリット | デメリット |
|-----|--|--|
| 学習面 | <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ○意見や感想を発表する機会が増える。 ○運動場や体育館、特別教室、教材・教具等が余裕をもって使える。 ○年齢の異なる子どもたちの学習活動、体験的学習や校外学習を機動的に行える。 | <ul style="list-style-type: none"> ○切磋琢磨する教育活動ができにくい。 ○加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。 ○体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団活動の実施に制約が生じる。 ○班活動やグループ分けに制約が生じる。 ○児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 ○実験・観察などの活動に制約が生じる。 |
| 生活面 | <ul style="list-style-type: none"> ○様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 ○児童生徒の家庭の状況、地域の教育活動などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○クラブ活動や部活動が限定される。 ○運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動、行事の教育効果が下がる。 ○生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きな影響を受ける。 ○兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる場合がある。 |
| 運営面 | <ul style="list-style-type: none"> ○共通理解や連携が図りやすい。 ○成績処理や事務に要する時間が少ない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えが全部又は一部の学年でできない。 ○複数学年分や複数教科分の教材研究・準備を行うため、教員の負担が増える。 ○一人が担当する校務分掌が増える。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の協力が得られやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○男女比の偏りが生じやすい。 ○PTA等の役員が固定化しやすく、一人にかかる負担が大きくなる。 |

大規模校のメリット・デメリット

| | メリット | デメリット |
|-----|---|---|
| 学習面 | <ul style="list-style-type: none"> ○多様な考え方に触れたり、友人や学級間で切磋琢磨する機会をもったりできることを通じて、一人一人の資質や能力をより伸ばすことができる。 ○児童生徒数、教員数が多いため、多様な学習、指導形態をとりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 |
| 生活面 | <ul style="list-style-type: none"> ○多様なクラブ活動や部活動を行いやすい。 ○所属間や達成感を味わう大集団での行事等を行いやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。 ○同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。 |
| 運営面 | <ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○教員数が多いため、経験・教科等でバランスの取れた教員配置を行いやすい。 ○学習指導等において、教員同士の相談や研究が行いやすい。 ○一人の職員が担当する校務分掌が少ない。 ○作業や行事運営を円滑に行える。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が出る場合がある。 ○特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。 ○学校運営全般にあたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。 ○成績処理や事務に時間を要する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○PTA等の活動に多くの保護者の参加が期待できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の数が多く、理解や協力を得るのに時間がかかる場合がある。 |

(3) “From Kurashiki” が誇りとなるひとづくり（倉敷の教育）を進める観点

① 確かな学力の育成

子どもたちの学力向上に向けて、基礎基本の徹底に取り組むとともに、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点に立った授業改善を進めています。一方向・一斉型の授業ではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動等を通して、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことを重視しており、指導主事等が学校訪問や研修を実施して教員の指導力向上に努めています。

しかし、学級の児童生徒数が少ない場合には、班活動やグループ分け等に制約が生じ、このような教育活動の実現・充実が困難となるため、一定の学級規模や学校規模が確保される必要があります。

② 時代の進展に対応した教育の推進

グローバル化やデジタル化等の進展による予測困難なこれからの時代に主体的に対応できる子どもを育成するため、本市では英語スピーチコンテストの実施や ICT を活用した英語学習等により、語学力やコミュニケーション能力の基礎を培う取組に力を入れています。

あわせて、他者を理解・尊重し、多様な人々と共に生きようとする態度を養うことも重要であると考えており、仲間たちと協働的な学び合いや体験を行うことができる学校ならではの活動を通じて、その資質能力を育成したいと考えています。

③ 学校の社会性育成機能への期待

地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった社会背景の中で、子どもたちが様々な人々とコミュニケーションをとる機会が減っています。また、世帯当たりの子どもの数の減少、インターネットやゲーム等に費やす時間の増加、屋外での遊び場の減少などを背景として、集団での遊びの機会や、年齢の異なる子ども同士のかかわりが減っている現状もあります。

本市は、「G7倉敷教育大臣会合」で採択された「倉敷宣言」で示された教育におけるSDGsの推進の重要性を踏まえ、地域全体で子どもたちの成長を見守る学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入や、子どもたちが家族や地域と共に取り組む防災教育の推進等、幅広く人々が触れ合う機会の増加や子どもたちの社会性の育成に努めてきています。

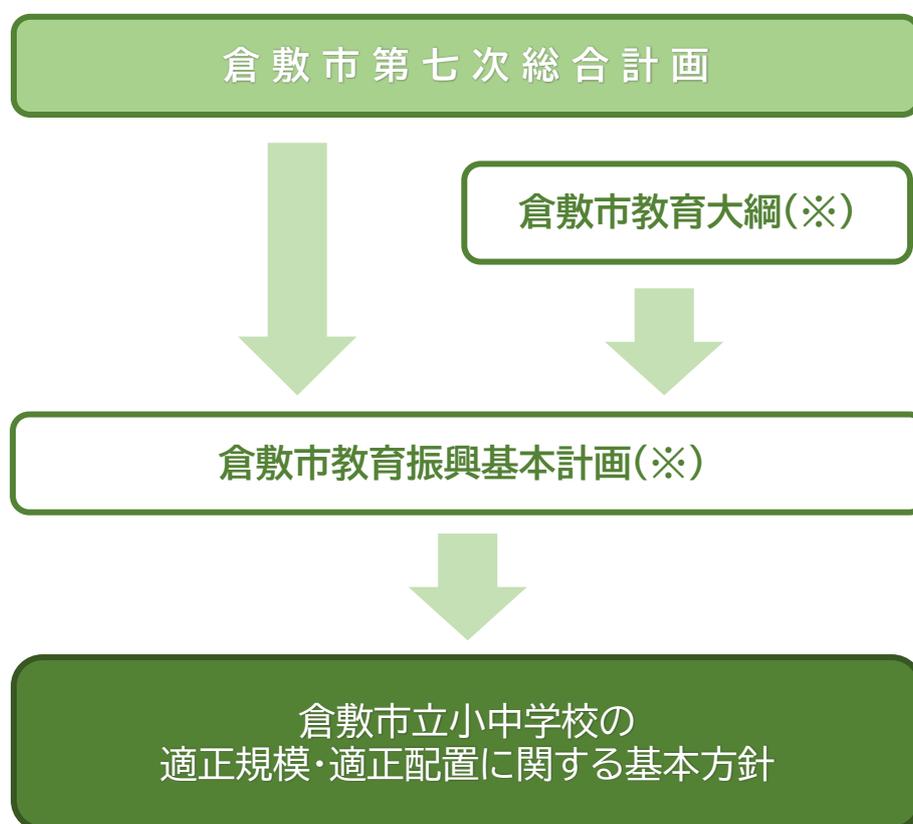
社会環境が変化する中、年齢の異なる子どもたちが集団で活動し学ぶ場である学校への社会性育成への期待は以前にも増して大きくなっています。

3 基本方針の位置づけ

基本方針は、市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」、教育の目標や施策の根本的な方針となる「倉敷市教育大綱」、教育行政を計画的・体系的に進めるための計画である「倉敷市教育振興基本計画」に基づき、本市の教育行政に即した取組を進めるための方針となります。

また、基本方針に基づく取組は、学校施設の長寿命化、本市のまちづくりや防災等、各種計画等との整合性も図りながら推進します。

なお、取組を進めていく中で、社会情勢の大きな変化や国及び本市の教育方針等の大きな転換によりその内容が実態にあわなくなった場合には、基本方針の見直しを検討します。



(※)は、25ページに概要を掲載

4 倉敷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会からの意見

基本方針については、「国の手引」の考え方を基本に、本市の学校の状況や教育効果等を総合的に判断しつつ、学識経験者等で構成する倉敷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「検討委員会」という。)の意見を踏まえ策定を行いました。

なお、検討委員会での主な意見は次のとおりです。

(1) 学校規模に関する意見

適正な学校規模について、「国の手引」では、小学校、中学校ともに12学級～18学級となっているが、本市における適正な学校規模については、どのように考えるのがよいか。

- 倉敷市は今まで、規模の大きい学校が多かったので、小学校24学級と聞いても、それほど大きいという印象はない。学年に担任が4人いると、相談しやすさがあったり、工夫の余地があったり、運営のしやすさがある。
- 中学校は3学年なので、9～11学級あれば全学年でクラス替えも行えるし、教員を同じ学年に複数配置する事もできる。このくらいの規模があれば、免許外の教員が臨時で教えるという事などもほぼ無くなると思うので、適正規模校として扱うことは問題ないと思う。
- 対話的・協働的学びの実現のためには、学級の中に複数グループあることが必要である。
- 学校というのは多様な考えや、多様性とかに触れる場であるべきと思っているので、それが確保できる規模ではあって欲しい。
- 学校において、クラス替えができることは重要と考える。
- 適切な学級数があると、担任間で話し合いや相談がしやすくなる。業務分担等にも工夫の余地があり、機能的な学校運営がしやすい。
- 職員数が多いと子どもたちはいろいろな先生と接することができる。学校行事や部活動等も充実して活気ある学校運営ができる。

(2) 通学距離に関する意見

「国の手引」では、通学距離は小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準が妥当ではないかとされているが、本市においては、どのように考えるのがよいか。

- 統廃合で通学距離が長くなるようなことがあれば通学手段の確保をお願いしたい。
- 縦のつながりが困難な時代に、児童が登校班でお互いを気遣い、声を掛け合いながら登校している姿は微笑ましい。低学年の児童の通学には多少の困難はあるが、他の児童と一緒に乗り越えることは良い経験にもなっている。
- 国の基準にも沿っているし、現実的な数字だと思うので、この基準は、統廃合等で通学距離が変わる場合に配慮を行う目安としては妥当と考える。

(3) 過小規模校及び小規模校の適正化の方策等に関する意見

過小規模校や小規模校については、どのような目安をもって適正化の方策等を考えたらいいか。

- 過大規模、過小規模の両方の問題があるが、教育環境の難しい過小規模校については何らかの対応が必要だと思う。
- 過小規模校については複式学級の問題があり、これは解消しなければいけない。
- クラス替えができない「6学級、1学年1学級」は適正規模・適正配置の検討が必要になるラインではないかと思う。
- 児童数を基準に入れることにより適正化の対象校が分かれば、保護者も早い段階から対応の検討ができるのではないかと思う。
- 適正化の対象校が分かれば、入学を避けることで過小規模への加速が進み、教育条件が悪くなることも想定される。
- 地域としては小規模校を残してほしい思いがある一方、学校が小規模だとPTAの負担が大きくなる場合があるなど、地域で支えていくのが大変な面もある。
- 中長期的な視点を持って、不利益を被る子どもたちの為に教育の質をきちんと高めるための統廃合や適正規模・適正配置を進めていかなければいけない。

(4) 大規模校及び過大規模校の適正化の方策等に関する意見

大規模校や過大規模校については、どのような目安をもって適正化の方策等を考えたらいいか。

- 大規模校については、少子化傾向は続くのであるから、教育面の工夫で対応することを基本としてはどうか。
- 大規模校では、まず、保護者や子どもたちの意向、求める環境や、地域の意向を念頭に置きながら学区の弾力化を図っていくという方向性で進めるのが良いのではないか。
- 教室不足は学校運営の工夫だけでは対応が難しいので、教育委員会と学校が相談をしながら対応を進めてほしい。
- 大人数の子どもの移動は計画的にしなければならず、教職員が共通理解のもとで進めなければ上手くいかない。特に大規模校の教員は危機管理能力を持っていないといけない。管理職、担任等の人員配置に配慮をしてほしい。教員研修も積極的に行ってほしい。

(5) その他

- 適正規模・適正配置は、「倉敷市ならではの教育」を推進する観点からも取り組んでほしい。
- 学校という場所を地域の方は、非常に大切にされている。そこが無くなるというのは、かなり危機感や不安を持たれるのではないか。
- 学校の実情、地域の実情、小学校区、中学校区の実情に応じて検討していく必要がある。
- 大規模、小規模校に関わらず、必要な施設面の整備を考えていく必要がある。
- 施設の整備は遅れていると感じている。特に、長期にわたってプレハブ校舎がある学校は早急な対応が必要ではないか。
- 適正規模・適正配置は、「適正規模の学校で子どもたちの多様性を育てていきたい。」
「学校が小規模、過小規模になったとしても、誰も取りこぼさない。」
「地域性も重視したい。」という面から考えてほしい。



第2章 適正規模・適正配置に関する基準

1 適正規模・適正配置に関する基準

学校の適正規模・適正配置について検討する上で、より良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実を図っていく観点から、学校規模及び通学距離を定める必要があります。

これらの基準を定めるにあたっては、「国の手引」の考え方を基本に、検討委員会での意見、本市の学校の状況、教育効果等を総合的に判断し、次のように考えることとします。なお、学級数は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」(※1)に定められた基準によるもので、1学級の人数を35人とした通常学級(特別支援学級の数を除く。)の数です。

(1) 小学校の学校規模

① 国の手引

国の手引では、次のとおり学校規模が定められています。

| 複式学級が存在する規模 | 6：クラス替ができない規模 7～8：全学年ではクラス替できない規模 | 半分以上でクラス替できる規模 | 標準的な規模 | — | 大規模 | 過大規模 |
|-------------|--------------------------------------|----------------|---------|---------|---------|--------|
| 5学級以下 | 6～8学級 | 9～11学級 | 12～18学級 | 19～24学級 | 25～30学級 | 31学級以上 |

② 本市の基準

本市の基準は適正規模校を「12～24学級」としており、国の手引で標準的な規模とされている「12～18学級」に加えて、「19～24学級」についても適正規模校として扱うこととします。

| 過小規模校 | 小規模校 | 適正規模校 | 大規模校 | 過大規模校 |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| 5学級以下 | 6～11学級 | 12～24学級 | 25～30学級 | 31学級以上 |

【19～24学級を適正規模校としている理由】

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号。以下「施行令」という。)(※2)に5学級以下の学校と適正規模の学校が統合する場合は、24学級までを標準規模とみなすとされており、また、検討委員会においても、「標準規模と同等の教育活動が可能」との意見がありました。

(※1、2)は、抜粋を23、24ページに掲載

(2) 中学校の学校規模

① 国の手引

国の手引では、次のとおり学校規模が定められています。

| | | | | | | |
|-------------|---|--|---------|---------|---------|--------|
| 複式学級が存在する規模 | 3：クラス替ができない規模 4～5：クラス替ができる学年が少ない規模 6～8：全学年でクラス替ができ、同学年に複数教員を配置できる規模 | 全学年でクラス替ができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模 | 標準的な規模 | — | 大規模 | 過大規模 |
| 2学級以下 | 3～8学級 | 9～11学級 | 12～18学級 | 19～24学級 | 25～30学級 | 31学級以上 |

② 本市の基準

本市の基準は適正規模校を「9～24学級」としており、国の手引で標準的な規模とされている「12～18学級」に加えて、「9～11学級」及び「19～24学級」についても適正規模校として扱うこととします。

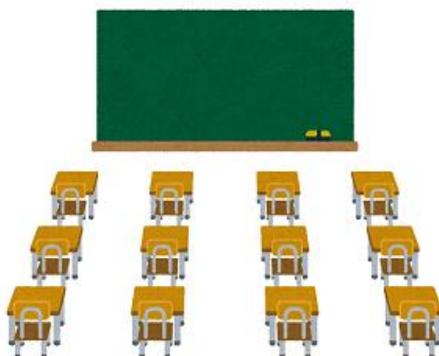
| 過小規模校 | 小規模校 | 適正規模校 | 大規模校 | 過大規模校 |
|-------|-------|--------|---------|--------|
| 2学級以下 | 3～8学級 | 9～24学級 | 25～30学級 | 31学級以上 |

【9～11学級を適正規模校としている理由】

- 国の手引で「全学年でクラス替ができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模」とされており、また、検討委員会においても、「標準規模と同等の教育活動が可能」との意見がありました。

【19～24学級を適正規模校としている理由】

- 施行令に5学級以下の学校と適正規模の学校が統合する場合は、24学級までを標準規模とみなすとされており、また、検討委員会においても、「標準規模と同等の教育活動が可能」との意見がありました。



(3) 通学距離

① 国の手引

国の手引では、「徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校では6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。」「適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、(中略)判断を行うことが適当と考えられます。」とされています。

② 本市の基準

本市の基準は、国の手引及び法令と同じ基準とします。通学時間については、概ね1時間以内を目安とします。

| 校種 | 通学距離 |
|-----|---------|
| 小学校 | 概ね4km以内 |
| 中学校 | 概ね6km以内 |

【上記の基準としている理由】

- 施行令に、適正な学校規模の条件として「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」とされており、また、検討委員会においても、「この基準は妥当と考える」との意見がありました。



第3章 適正規模・適正配置の方策

1 適正規模・適正配置の考え方・進め方

(1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校規模の適正化・適正配置を推進するための基本的な考え方は次のとおりです。

- ①「倉敷市教育大綱」に掲げる基本方針に基づいて倉敷の教育を効果的に進めるため、児童生徒の教育環境の改善を中心に据え、学校規模の適正化を優先に検討するとともに、全市的なバランスや地域の実情を考慮し、適正な学校配置を検討します。
- ②学校の再編を実施する場合は、情報提供や説明、対話を通して、保護者・地域住民と協働で新たな学校づくりに向けた合意形成を図ることができるよう努めます。
- ③地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、中長期的に小規模校・大規模校として学校運営を見込む場合には、それぞれの規模に応じた教育を充実させるための方策を検討します。

(2) 適正規模・適正配置の進め方

○ 将来的な学校規模の把握

児童生徒数や学級数の推計により、適正規模・適正配置の対象となる学校を確認する。



○ 対象校の情報収集や方向性の検討

- ① 対象校に関するより詳細な情報を収集し、課題整理をする。
- ② 実施方策の方向性を検討する。



○ 方策の実施に向けた協議

関係者(保護者や学校関係者、地域住民等)への説明や意見交換



○ 方策の実施

- ① 過小規模校及び小規模校
学校の統合、義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校の設置
- ② 大規模校及び過大規模校
増改築による施設の整備、通学区域の弾力的な運用・見直し、学校の分離新設

2 具体的な方策

(1) 過小規模校及び小規模校

過小規模校及び小規模校に該当する学校の学校規模適正化・適正配置については、児童生徒の環境変化への対応や通学の安全性の確保、それぞれの学校がもつ歴史や伝統、地域での多様な役割等の様々な事情も踏まえながら、集団規模の適正化を図るため、次のとおり対応することとします。

① 過小規模校

過小規模校である小学校5学級以下、中学校2学級以下の状況が継続すると見込まれる場合は、適正化に向けた対策を検討する。

② 小規模校

小規模校のうち、小学校6学級、中学校3学級の学校の場合、児童生徒数の推移を注視しつつ、今後過小規模校になることが継続的に見込まれる場合は、各学校の状況により、対策について検討を始める。

実施方策

通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案しながら、次のとおり方策の検討を行います。

① 学校の統合

隣接する学校等と統合を検討し、規模の拡大を図ります。

② 義務教育学校等の設置

地域の実情等によっては、小学校と中学校を統合した義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校を設置する方法を検討します。

<統廃合等による学校の再編を行う場合の配慮事項>

○ 通学手段

学校の統廃合等により、通学区域が広がり通学距離が長くなる場合には、公共交通機関の利用や通学支援などについても考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた対応を必要に応じて検討します。

○ 学校施設の整備

統廃合等で使用する学校は、既存の学校敷地や施設を活用することを基本とします。

校舎の改修・改築等が必要な場合には、統合をはじめとする適正規模・適正配置の取組と連動して、対象校の施設の耐用年数や施設状況等に応じて必要な改修・整備を行い、安全・安心な教育環境を確保します。

なお、本市では、令和3年3月に学校施設の老朽化解消の対策として「倉敷市学校施設長寿命化計画」を策定しており、同計画との整合を図りながら改修・改築等を進めます。

○ 児童生徒の精神面のケア

統廃合等の移行期については、児童・生徒がもつ不安や戸惑いに適切に対処するため、事前の交流等でそれらの解消に努めるとともに、統廃合等後には教育相談体制の強化を図るなど、教育委員会と学校が連携して心の負担の軽減に努めます。

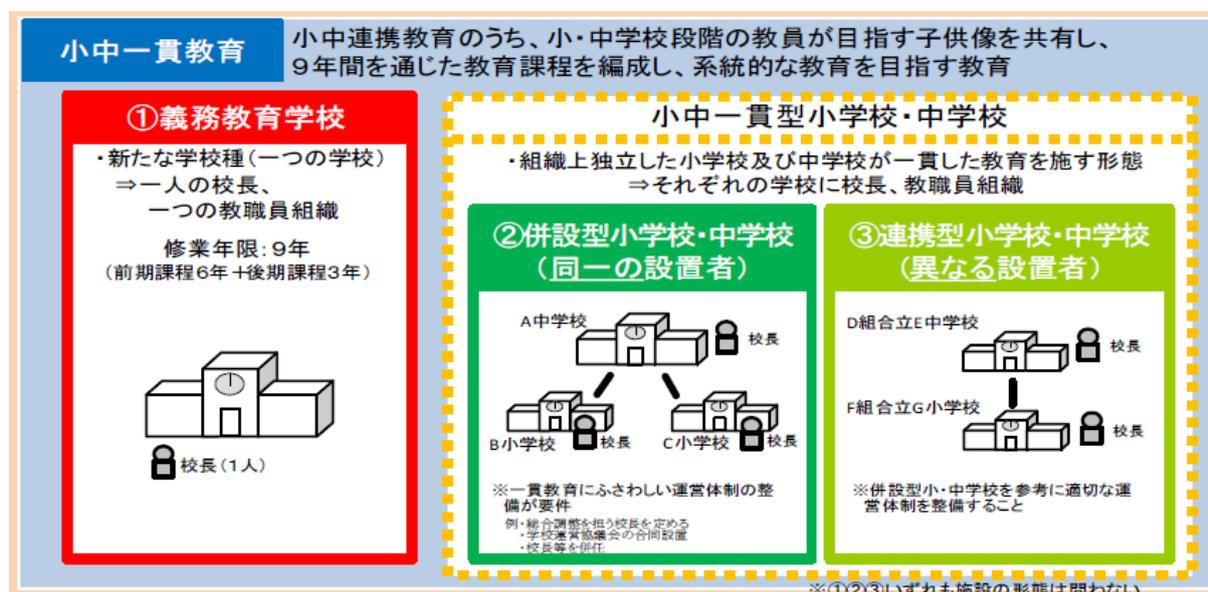
○ 保護者や地域住民

学校の統廃合等には、学校教育においては一定の集団規模の確保が必要であることについて保護者や地域の理解を得ながら、検討を進めます。

<参考> 小中一貫教育(義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校)

義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上やいわゆる「中1ギャップ」への対応といった観点から、地域の実情に応じて9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫教育の取組が全国的に進められています。

小中一貫教育においては、一人の校長のもとで一つの教員集団が一貫して教育課程を編成・実施する9年生の学校で教育を行う形態(義務教育学校)と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態(小中一貫型小学校・中学校)の、大きく2つの形態が制度化されています。



(図の出典:小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引 文部科学省)

(2) 大規模校及び過大規模校

大規模校及び過大規模校に該当する学校については、35人学級への対応や、特別支援学級の新設・増設による更なる学級数増、教職員の配置、給食の提供(給食調理場の許容量・能力)等について課題が生じる可能性があります。

国の将来推計において少子化の進展が中長期的に継続するとされ、本市も全体的に児童生徒数が減少傾向で急激な増加は考えにくいことから、当面、大規模化には学校運営の工夫等により対応することを基本とします。それでもなお、適正規模が安定的に確保できないことが見込まれ、かつ、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、学校規模適正化等の検討が必要となり、課題解消のためには次のような方策が考えられます。

実施方策

学校や地域の実情及び見通し等を総合的に勘案しながら、次のとおり方策の検討を行います。

① 増改築による施設の整備

児童生徒数の増加により教育課題が顕著となった場合は、校舎等の増築による必要な教室数の確保や改修などにより、教育環境を整備します。

② 通学区域の弾力的な運用・見直し

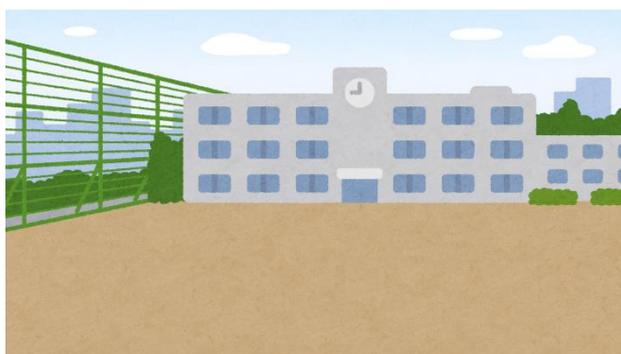
通学区域内に特定の区域を設けて、指定校以外の隣接する学校も選択できるようにします。また、必要な場合には、通学区域の再編の可能性についても検討します。

③ 学校の分離新設

大規模校や過大規模校の状態が続き、通学区域の弾力的な運用等によってもその解消を図ることが困難な場合には、学校を分離新設することを検討します。

3 学校の空き施設の有効活用

適正化に伴う学校の施設等の利用については、本市の貴重な公有財産として、市の上位計画である「倉敷市第七次総合計画」に掲げられたまちづくりの方向性を踏まえ、市民全体の利益に寄与する施設として、民間での活用も視野に入れながら、有効に活用できる用途への転用や処分を検討します。



第4章 適正規模・適正配置の継続的検討方針

1 継続的な情報収集・調査研究

本市においても人口減少の継続が見込まれる中で、より良い教育環境を確保していくため、学校規模適正化・適正配置の検討は継続的に実施していく必要があります。

学校規模適正化・適正配置には、様々な条件を考慮した総合的な判断が求められるとともに、その時代に合わせて「将来を担う子どもたちの教育環境がどうあるべきか」「望ましい教育を実現するにはどのような学校規模が必要か」などを反映させる必要があります。今後も、継続的な情報収集や調査研究を行っていきます。

2 検討体制等の整備

今後更なる学校規模適正化・適正配置を検討するにあたっては、教育委員会のみならず、全庁的な関係部署、その他関係者等と情報共有を行うとともに、教育委員会会議や、必要に応じて総合教育会議においても議論を行いながら進めていきます。

3 今後の取組（SDGsとの関連）

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)が採択されました。

「SDGs未来都市」(令和2年7月17日選定)に選定されている本市においては、「倉敷市第七次総合計画」「教育振興基本計画」の中に SDGsを位置付け、17の開発目標と各施策とを関連させ、その実現に向けて全庁的に取り組んでいます。

今後の学校の適正規模・適正配置を進めていくにあたっては、「4 質の高い教育をみんなに」をはじめ SDGsの理念も取り入れ、取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【学校規模適正化・適正配置に関する法令等の抜粋】

●学校教育法施行規則

(学級数)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

(準用規定)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、(中略)読み替えるものとする。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

<義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律>

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一～三 略

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

<義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令>

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級であること

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級まで」とする。

3 略

●小学校設置基準（平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十四号）

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編成)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編成することができる。

●中学校設置基準（平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十五号）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編成）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編成することができる。

●公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編成するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編成することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編成の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

| 学校の種類 | 学級編成の区分 | 一学級の児童又は生徒の区分 |
|--|---|---------------------------|
| 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項について同じ。） | 同学年の児童で編成する学級 | 三十五人 |
| | 二の学年の児童で編成する学級 | 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） |
| | 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。） | 八人 |
| 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。） | 同学年の生徒で編成する学級 | 四十人 |
| | 二の学年の生徒で編成する学級 | 八人 |
| | 特別支援学級 | 八人 |

3 略

【教育大綱及び教育振興基本計画の概要】

●倉敷市教育大綱(令和3年3月策定)

倉敷市の教育の目標や施策の根本的な方針として策定するもの。平成28年5月に本市で開催された「G7倉敷教育大臣会合」で採択された「倉敷宣言」の概念を礎に、SDGsの理念と合致した大綱としている。

○期 間 令和3年度から令和7年度までの5年間

○基本理念 「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」

○基本理念に込められた3つの思い

- ①I am from Kurashiki.「“倉敷のひと”であることを誇りに思う人に」
- ②This is from Kurashiki.「“倉敷らしさ”を誇りに思うひとに」
- ③From Kurashiki to the world「“倉敷のよさ”を世界に発信できるひとに」

●倉敷市教育振興基本計画(令和3年3月策定)

教育基本法において各地方公共団体が策定するよう努めることとされている教育振興基本計画であるとともに、本市の最上位計画である倉敷市第七次総合計画の実現を教育の分野から目指すもの。倉敷市教育大綱を基本理念とし、その実現に向けて教育行政を計画的・体系的に進めるための計画としている。

○期 間 令和3年度から令和12年度までの10年間

○基本目標

- ①子どもの教育「思いやりの心もち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する」
- ②生涯学習「夢と生きがいもち、学び続けることができる社会を実現する」
- ③地方創生・協働「ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する」

【倉敷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿】

| 氏名 | 所属・職名等 |
|--|-----------------|
| 有森 真理 | 倉敷市立南浦小学校長 |
| 大守 秀行 (令和5年3月16日まで) 若林 昭雄 (令和5年3月17日より) | 倉敷市議会市民文教委員会委員長 |
| 総谷 貴嗣 | 倉敷市PTA 連合会副会長 |
| 片岡 学 | 倉敷市立西阿知小学校長 |
| 片山 康之 | 学校支援地域本部代表 |
| ◎ 高瀬 淳 | 岡山大学大学院教育学研究科長 |
| 三村 由佳 | 倉敷市PTA 連合会常任委員 |
| ○ 山本 琴美 | 倉敷市立東陽中学校長 |

※ 五十音順 肩書は就任時

◎は会長 ○は副会長

【倉敷市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 策定過程】

| 開催日 | 会議名 | 協議内容 |
|------------|------------|-----------------------------------|
| 令和4年 6月30日 | 第1回ワーキング会議 | 策定の趣旨、現状と課題、方向性について検討 |
| 10月11日 | 第2回ワーキング会議 | 基本方針の体系、検討委員会資料の内容について検討 |
| 10月18日 | 第1回検討委員会 | 委員委嘱、会長・副会長の選任、策定の概要等の説明、倉敷市の現状説明 |
| 11月18日 | 第3回ワーキング会議 | 基本方針素案について検討 |
| 12月20日 | 第2回検討委員会 | 基本方針素案について検討 |
| 令和5年 1月24日 | 第3回検討委員会 | 基本方針案について検討 |